

## 全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年5月7日付け農畜第153号  
最終改正 令和7年6月13日付け畜第133号

(趣旨)

第1 令和4年に開催された第12回全国和牛能力共進会(以下「全共」という。)において優秀な成績を収めたことをきっかけに、しまね和牛のPRを強化し、県内外からの認知度向上を図ってきた。しまね和牛の全国的な評価を高め、しまね和牛の持続的発展を図るためには、第13回全共においても優秀な成績を収め、しまね和牛のPRを進めるとともに魅力的な産地を形成し、担い手確保につなげる必要がある。そこで、第13回全共に向けた出品対策を強化するとともに、出品希望地区が行う各種出品対策について、その経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業区分、補助率等)

第2 事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書(様式第1号)に事業実施計画書(様式第2号)を添付して知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書(様式第3号)に変更計画書(様式第2号)を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
- (3) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (4) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求書)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第

4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6 事業実施主体は、規則第10条の規定により事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第5号)に様式第2号を添付し知事に提出するものとし、その提出の期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 事業実施主体は、第3の第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、前項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第7 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 規則第12条第1項第4号の規定に基づき知事が求める処分を制限する財産は、取得財産等のうち取得価格50万円以上の機械・設備等とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第8 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該消費税等相当額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税等相当額報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第9 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第10 事業実施主体は事業の実施にあたり、物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業に発注するよう努めるものとする。

(その他)

第11 この補助金を交付する事業を実施するにあたりその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年6月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業実施主体	対象出品区	補助率等
1 集畜指導会開催支援	対象出品区の集畜指導会等の開催及び出品候補牛の指導に要する経費	農業協同組合、（公社）全国和牛登録協会	第4区（繁殖雌牛群）、第5区（高等登録群）	1/2 以内
2 削蹄推進支援	出品候補牛の肢蹄強化に必要な削蹄に要する経費	農業協同組合、（公社）全国和牛登録協会	同上	定額 （1回当たり3千円）
3 発育強化支援	出品候補牛の発育強化に資する資材の購入に要する経費	農業協同組合、（公社）全国和牛登録協会	第4区、第5区、第6区（総合評価群）、第7区（脂肪の質評価群）、第8区（去勢肥育牛）	1/2 以内
4 牛舎簡易改造支援	出品候補牛の飼養管理改善のための簡易な牛舎改造に必要な資機材の購入に要する経費	農業協同組合、（公社）全国和牛登録協会	同上	1/2 以内 （1箇所当たり補助金額上限300千円）

様式第1号

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所  
事業実施主体の名称  
代表者の役職および氏名

令和〇年度全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金交付申請書

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、全国和牛能力共進会出品対策支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 様式第2号「事業実施計画書」のとおり

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (a)+(b)	補助対象経費	負担区分		備考
			補助金 (a)	その他 (b)	
集畜指導会開催支援					
削蹄推進支援					
発育強化支援					
牛舎簡易改造支援					
合計					

2 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	増	
集畜指導会開催支援					
削蹄推進支援					
発育強化支援					
牛舎簡易改造支援					
合計					

3 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

年 月 日

(4 事業着手年月日

年 月 日)

※事業実績報告時のみ記載

様式第2号

令和〇年度全国和牛能力共進会出品対策強化支援  
事業実施（変更）計画書（実績報告書）

事業実施主体名		代表者名	
---------	--	------	--

1 事業の目的と期待される効果

2 事業計画（実績）

（単位：円）

事業区分	事業内容	実施時期	実施場所	事業費	負担区分	
					県補助金	その他
1 集畜指導 会開催支援						
2 削蹄推進 支援						
3 発育強化 支援						
4 牛舎簡易 改造支援						

3 事業の効果（実績報告時のみ記入）

事業実施により得られた効果	
今後の課題	
今後の取組み	

4 添付資料

- ・活動区分ごとの事業費の積算内訳
- ・その他必要資料

※変更の場合は変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

様式第3号

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所  
事業実施主体の名称  
代表者の役職および氏名

令和〇年度全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき提出します。

記

1 変更の理由

(2 経費の配分 別紙のとおり)

(3 事業の概要 様式第2号「変更計画書」のとおり)

(注)

1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものをから変更があったものだけに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金変更承認申請書」を「全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく」とする。

島 根 県 知 事 様

住所  
事業実施主体の名称  
代表者の役職および氏名

令和〇年度全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で交付決定のあった補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき請求します。

記

(単位：円)

事業区分	交付決定額		〇月〇日現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
				( % )	( % )	( % )	( % )		
				( % )	( % )	( % )	( % )		
				( % )	( % )	( % )	( % )		
				( % )	( % )	( % )	( % )		

※1 交付決定額には、補助金の交付決定(変更があった場合は変更承認後)の額を記入すること。

※2 ( % )には、(A)を100%とする割合を記入すること。

様式第5号

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所  
事業実施主体の名称  
代表者の役職および氏名

令和〇年度全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 様式第2号「実績報告書」のとおり

(注)

- 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。  
この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と実績の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第6号

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所  
事業実施主体の名称  
代表者の役職および氏名

令和〇年度全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金仕入れに係る消費税  
等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金交付規則第11条に基づく確定額<br>(令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                                      | 金 | 円 |

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。